

第5章 重点的に取り組む施策

第2次やまなし食育推進計画の検証結果を踏まえ、食を取り巻く環境の変化や本県の地域性を反映させるなかで、今後の食育の推進を図るため、本計画で重点的に取り組む施策を次のように定めます。

重点施策1 塩分摂取を控え、栄養バランスのとれた日本型食生活等健全な食習慣を推進し、県民の健康寿命の延伸につなげます。

数値目標：①県民（20歳以上）の1日の食塩摂取量を減らす
②運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合（40歳～59歳）を増やす

○取り組みの方向

【日本型食生活の周知、実践】

日本型食生活は、主食、主菜、副菜など多くの食材を摂取することができ、栄養バランスのとれた食事スタイルです。食生活指針や日本人の長寿を支える「健康な食事」、食事バランスガイド、食育ガイドを活用した普及啓発や、健康的な食生活のために必要な情報の提供を通じて、地域全体で日本型食生活について内容やメリット等をわかりやすく周知し、その実践を進めるとともに、適切な運動や検診などを促進し、県民の健康寿命の延伸につなげていきます。（消費生活安全課、健康増進課）

【市町村や関係団体等との連携】

栄養バランスのとれた日本型食生活の推進にあたっては、引き続き、市町村や食生活改善推進員、食育推進ボランティア、食育推進応援団などと連携を図りながら進めます。（消費生活安全課、健康増進課）

【減塩運動の推進】

本県の成人1人1日当たりの食塩摂取量が全国平均を上回っていることから、産学官が連携した減塩レシピの作成・活用や、外食産業やスーパーマーケット業界等への減塩メニューの作成等の働きかけを行うとともに、マスコットキャラクターや標語を活用した減塩運動を推進するなど、食塩を控えた美味しい「うす味料理」の普及を推進していきます。（健康増進課）

重点施策2

豊かな果実の恵みや、郷土食、行事食等の食文化を継承する取り組みを促進します。

数値目標：①山梨県食育推進協議会の構成団体が実施する「伝統的な料理や作法などを継承し伝える活動」の参加人数を増やす

○取り組みの方向**【山梨県食育推進協議会の構成団体の活動の促進】**

山梨県食育推進協議会の構成団体が、それぞれの活動分野において、市町村や学校等、関係団体などと連携して、豊かな果実や、地域や家庭などで受け継がれてきた郷土料理、行事食など伝統的な食文化の料理法や作法を伝承する活動を促進します。
(消費生活安全課)

【ホームページ等を活用した情報提供】

県HP等を活用し、果実や、郷土食、行事食など本県の伝統的な食文化に関する情報を、県民にわかりやすく提供します。
(消費生活安全課)

【学校給食や地域における取り組みの促進】

地域で育んできた豊かな食文化を次世代に伝えていくため、学校給食における郷土食や行事食の提供、地域における料理教室等の取り組みを促進します。
(健康増進課、スポーツ健康課)

重点施策3

食育県民運動を展開します。

- 数値目標：①食育推進ボランティア（食生活改善推進員を除く。）の登録人数を増やす
②食育推進活動に取り組むやまなし食育推進応援団の登録事業所数を増やす
③食育月間中に、市町村食育推進計画に基づき市町村により実施される啓発活動数を増やす

○取り組みの方向**【ネットワークの活用】**

山梨県食育推進協議会などの取り組みを通じて、教育や農業、製造業など関係分野の各団体との幅広いネットワークを活用します。
(消費生活安全課)

【体系的な食育推進】

地域における食育推進の取り組みを体系的に進めるため、県食育推進計画に基づく各施策の連携、協力を図るとともに、市町村によるそれぞれの食育推進計画に基づいた施策の実施を支援し、食育月間などを中心に、全県的な活動を推進します。（消費生活安全課）

【食育推進ボランティア】

食育への理解を身近な生活の場面で進める手段として、食育推進ボランティアは重要な役割を果たしていることから、食育推進ボランティアの活動の更なる活性化を促進するとともに、研修会や説明会等により、活動に必要な情報を提供します。（消費生活安全課）

【やまなし食育推進応援団】

県民の日々の生活における食育の実践活動を支援するため、健康に配慮した商品やメニューの提供、食生活の改善や適切な食の選択に役立つ情報の提供など、食育推進に積極的に取り組む民間の食品関連事業所について、「やまなし食育推進応援団」への更なる登録の促進を図るとともに、県HPにより、登録事業所の活動を広く紹介します。（消費生活安全課）

【学校や保育所等の食育指導等】

学校や保育所等において、給食をはじめとして、授業や体験学習など教育活動全般を通して、地域や家庭とも連携しながら、食育指導の一層の充実に向けた取り組みを推進します。（子育て支援課、スポーツ健康課）

【人材の資質向上】

栄養教諭や学校栄養職員、保育士、保健師、栄養士など、食育の推進を担う人材の資質向上を図るため、研修会等により、活動に必要な情報を提供します。（子育て支援課、健康増進課、スポーツ健康課）

【意見交換や情報提供】

食品のリスクなどに関する科学的知見に基づく正しい理解や判断を促進するため、関係者や県民参加による意見交換や情報提供を推進します。（消費生活安全課）

【事業者や消費者団体等との連携】

農業生産者や食品関連事業者、消費者団体、NPO法人などと連携し、それぞれの資源を活かした食育の取り組みを促進します。（消費生活安全課）